

令和6年度 岩手県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

令和7年5月19日
岩手県後期高齢者医療広域連合

次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項に基づく特定事業主行動計画に係る実施状況並びに同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報について、令和6年度の実績を次のとおり公表します。

なお、当連合における特定事業主行動計画の計画期間は令和7年4月からとしていることから、令和6年度分においては実績値のみの公表となります。

※掲載順は計画の内容に準ずるもの。

※見出しの括弧内は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令第6条第1項における号数。

1 女性に対する職業生活に関する機会の提供に係る取組

(1) 職員に占める女性職員の割合ほか（第1号イ、ハ、ニ、ホ）

- ・役職段階及び管理的地位における職員の男女比

役職段階	年度	令和6年度		目標値
		人数 (人)	女性 割合	
部長・次長（部局長・次長相当職）		2		
（うち女性）		0	0.0%	
課長・室長（課長相当職）		1		
（うち女性）		0	0.0%	
管理的地位の職員の計		3		
（うち女性）		0	0.0%	<u>25%以上</u>
主幹・副主幹（課長補佐相当職）		4		
（うち女性）		2	50.0%	
主任主査（係長相当職）		1		
（うち女性）		0	0.0%	
主査・主任・主事		13		
（うち女性）		5	38.5%	
常勤職員の計		21		
（うち女性）		7	33.3%	
会計年度任用職員		7		
（うち女性）		6	85.7%	
総計		28		
（うち女性）		13	46.4%	<u>50%以上</u>

- ・採用した職員の男女比 【目標設定なし】

年度	令和6年度	
	人数 (人)	女性 割合
採用した職員	0	
（うち女性）	0	—

※会計年度任用職員を対象。公募によらない再度の任用を除く。

(2) ハラスメント対策の整備

- ・令和7年2月に「岩手県後期高齢者医療広域連合 ハラスメント防止に関する方針」を策定し、ハラスメント防止に係る方針の明確化、相談体制の整備、職員の周知啓発を行っている。

(3) 職員の給与の男女の差異（第1号ト） 【目標設定なし】

- ・別紙のとおり。（内閣府から示された様式による）

2 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備

(1) 平均勤続年数の男女の差異（第2号イ） 【目標設定なし】

- ・常勤職員については、構成市町等より2年から3年の派遣としており、男女の区別により派遣期間を定めていないことから差異はない。
- ・会計年度任用職員については、1年以内の任用であり、男女の区別により任用期間を定めていないことから差異はない。

(2) 時間外勤務の削減（第2号ニ又はホ）

- ・平均時間外勤務時間数及び上限を超えた職員数
（管理的地位にある職員及び会計年度任用職員を除く（時間外勤務の実績がないため））

区分 \ 年度	令和6年度	目標値
平均時間外勤務時間数	42.3時間 （一月当たり 3.5時間）	<u>60時間以下</u>
上限（45時間）超過職員数	0人	<u>0人</u>

※時間数は、時間外勤務及び休日勤務の合計。

※上限超過職員数の計は、累計ではなく実人数とする。

(3) 育児休業・出産関係休暇の取得（第2号ロ、ハ）

- ・育児休業、配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得日数

区分 \ 年度	令和6年度	目標値
育児休業	取得対象者 なし	—
配偶者出産休暇 （最大3日）		<u>両休暇を合計8 日取得した職員 割合を100%</u>
育児参加休暇 （最大5日）		

(4) 年次休暇等の取得（第2号へ）

・ 常勤職員の年次休暇・夏季休暇取得状況

年度		令和6年度	目標値
内容			
年次休暇	平均取得日数	17.3 日	<u>15 日以上</u>
	取得 5 日未満の人数及び割合	2 人 (9.5%)	
	1 日単位の休暇取得 5 日未満の人数及び割合	6 人 (28.6%)	
	(1 日単位で 5 日以上取得した職員の割合)	71.4%	<u>100%</u>
夏季休暇	平均取得日数	4.9 日	
	取得 5 日未満の人数及び割合	1 人 (4.8%)	
	(5 日取得した職員の割合)	95.2%	<u>100%</u>

【別紙】令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する 女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員 以外の職員	88.2%
全職員	—

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する 女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する 女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員については、全員が他地方公共団体からの派遣であり、本給の支給がないため、算定対象外となる。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、会計年度任用職員計7名のうち、職務の級が1級である者が4名、3級である者が3名任用されているが、1級である者4名が全員女性であることが給与の差異に影響している。